

平成 30 年度「中央線あるあるプロジェクト」
観光情報発信業務 委託事業者募集要項

1 目的

「中央線あるあるプロジェクト（以下「あるあるプロジェクト」という。）」では、「なみじやない、杉並！」をキャッチフレーズに、杉並区（以下「区」という。）の「良さ」、「杉並らしさ」を再発見し、地域資源として区内JR4駅周辺（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪（以下「区内4駅周辺」という。））へ持続的な集客力を高めるための情報発信等、様々な活動を展開しています。

本業務では、区内JR4駅周辺の観光および、あるあるプロジェクトを効果的に国内外に向けてPRすることで、認知度の拡大に取り組み、街のにぎわい・商機につなげることを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務内容

以下に掲げる①、②の業務のうち、提案する業務を選択の上、区内 JR4 駅周辺の観光資源の情報を魅力的に発信し、認知度の向上に取り組むことで、周辺のにぎわい・商機につなげる。

① 国内に向けた観光情報発信（※①うち A、B 両方を含め、相互連携が図れた提案にしてください。）

A：観光ガイドマップの制作

区内外から訪れる日本人観光客を区へ誘引するため、「杉並らしさ」のあるイベントや区内 4 駅周辺の街の特色の中から、20 代後半から 30 代女性が訪れてみたいと思うスポットを選出し、街歩きを目的とした手にとりやすい観光ガイドマップを制作する。

B：タイアップ企画の実施

国内で閲覧されている外部メディア（雑誌、SNS、WEB サイト等）とのタイアップにより、A での提案内容を含め、あるあるプロジェクトや、あるあるプロジェクト WEB サイトのPRを図る。

② 外国人旅行者集客の促進（※②うち A または B、もしくは両方を含めて提案してください。）

A：多言語観光ガイドマップの制作

訪日・在日外国人観光客を区へ誘引するため、「杉並らしさ」のあるイベントや区内 4 駅周辺の街の特色の中から、外国人の目線で訪れてみたいと思うスポット等を選出し、区を初めて訪れる外国人観光客が手にとりやすい街歩きを目的とした観光ガイドマップを制作する。

【言語】英語もしくは中国語（繁体字）※日本語併記

B：多言語版 WEB サイトおよび SNS 等での情報発信

訪日・在日外国人旅行客が閲覧する外部メディア（SNS、ブログ、WEB サイト等）とのタイアップにより、あるあるプロジェクト外国語版 WEB サイト「EXPERIENCE SUGINAMI TOKYO」のPR及び閲覧数の拡大を図る。

【言語】英語もしくは中国語（繁体字）

(2) 履行期間

契約締結日翌日から平成 31 年 3 月 31 日

(3) 事業規模及び採用数

① 事業規模：1 事業あたり最大 2,500,000 円（消費税込）

※「あるあるプロジェクト」との連携や、実証実験の位置づけとなる事業で、無償による事業提案も可能です。

② 事業者数：1～3 事業程度（※採用事業の金額により事業数変動する場合があります。）

- ③ 選定方法：採用事業は、提案全体の中から費用、効果、事業バランス等を総合的に判断し、選定します。なお、選定検討の過程において、提案内容や金額について、事業の部分採用等、参加事業者に対し、協議の上、所要の調整を行わせていただく場合があります。
- ④ 提案方法：事業の中心となる事項を基本に、同時に実施する従たる事業を含め、提案してください。

(4) 「2 業務の概要 (1) 業務内容」に掲げる補足事項は、以下のとおりです。

- ① 業務とは、企画・関係各所との連絡調整・取材（取材許可や画像の使用許諾を含む）・編集・翻訳・校正・実施・結果報告までを含みます。
- ② 本業務では、提案事業者による撮影を前提とします。あるあるプロジェクトで保有する画像の提供については、採択後の協議事項とします。
- ③ 翻訳はネイティブ、もしくはそれと同等のレベルの者が行い、必要に応じてあるあるプロジェクトが採択後に提供する固有名詞を使用しながら翻訳を行ってください。
- ④ 業務を遂行する上で動画等を制作する場合は、制作した動画をインターネット上に配信し、履行期間までの再生回数等の集計を含む一連の作業を業務の対象とします。
- ⑤ 制作した1つの内容を複数のWEBサイトやSNS、動画配信サイト等に配信する場合は、まとめて1つの業務として扱います。
- ⑥ 観光ガイドマップの制作は、提案事業者による成果物の配布先の確保を含めた場合、その提案を高く評価します。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要項の公表	平成 30 年 7 月 31 日（火） ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 http://www.chuosen-rr.com/ 」
質問受付期間	平成 30 年 8 月 7 日（火）午後 3 時まで（必着） ※電子メールにて、「9 問合せ先」のアドレスに送付してください。（別紙「質問書」）
質問回答	平成 30 年 8 月 10 日（金）以降 ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 http://www.chuosen-rr.com/ 」
企画提案書等の提出期限	平成 30 年 8 月 31 日（金）午後 5 時まで（必着） 持参または郵送（郵送の場合、書留郵便に限る。）
第一次審査結果通知（書類審査）	平成 30 年 9 月 7 日（金）（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	平成 30 年 9 月 26 日（水） 午後（予定） 詳細は別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を選定委員が行い、提案内容を評価します。 ※審査会場には、プロジェクターを用意します。 ※用意できる端子は、VGA ケーブル（D-Sub15 ピン アナログ RGB）のみとなります。 ※Apple 社製の PC を使用される方は、変換器を持参してください。 ※その他、プレゼンテーションに必要な資料等があれば、各 7 部ずつご用意ください。

受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、平成 30 年 9 月下旬頃に通知します。(予定)
業務の実施	契約締結後、平成 30 年 10 月上旬開始 (予定)

5 募集要項の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付方法
別紙「質問書」(様式 1) に質問内容を記載の上、電子メール (PDF ファイルにして添付) により提出してください。なお、提出の際は件名を「**【問合せ】平成 30 年度「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務 委託事業者募集質問書 (事業者名)**」としてください。
- (2) 質問の受付先
「10 問合せ先」に同じ
- (3) 質問の受付期間
平成 30 年 8 月 7 日 (火) 午後 3 時まで (必着)
- (4) 質問の回答方法
平成 30 年 8 月 10 日 (金) 以降、「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。
「あるあるプロジェクト」ホームページ URL 「<http://www.chuosen-rr.com/>」

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
「提出書類一覧」のとおり
- (2) 提出部数
正本 1 部と副本 6 部をそれぞれ製本 (A4 縦長ファイル等で綴じる)し、提出してください。
- (3) 提出方法
「あるあるプロジェクト」事務局へ持参又は郵送 (書留郵便に限る) により提出してください。
※郵送の場合は、封書表面の欄外に「**平成 30 年度「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務 委託事業者応募書類在中**」と朱書きしてください。
- (4) 提出先
「10 問合せ先」に同じ
- (5) 提出期限
平成 30 年 8 月 31 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。
- (6) 留意事項
 - (ア) 「企画提案書」の様式は、任意で結構ですが、**【様式 2-2】**に示す項目は必ずご記入ください。「企画提案書」は、**A4 サイズ両面 8 ページ (パワーポイントは、8 スライド) 以内**としてください。
 - (イ) 別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、**A4 サイズ縦長カラー**を基本とします。なお、**別紙「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4 縦長ファイルに綴じてください。**
 - (ウ) ①正本については、参加事業者が**特定できるように**作成をお願いします。
②副本については、審査の関係上、参加事業者が**特定できないように、企業名称、企業ロゴマーク等は使用しないでください。**正本を複写し、副本として活用する場合は、参加事業者が特定できるように黒塗りするなど、ご配慮をお願いします。
※作成の不備が多い企画提案書等は、減点対象になる場合があるので、特にご注意ください。

7 募集提案への事業者参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 提案主体が法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽や必要な記載事項の漏れがあった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 企画提案書等が提出期限を過ぎてから提出された場合
- (4) 各選定委員に対し、直接・間接を問わず故意に接触を求める場合
- (5) 他の参加者と企画提案の内容やその意思について相談を行った場合
- (6) 提案内容が公序良俗に反すると認められる場合
- (7) その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提出書類を含め、あるあるプロジェクトへの提出書類は、日本語を用いるものとし、外国語で記載する場合は、日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (4) 企画提案書等は原則、非公開とします。ただし、参加事業者との協議のもと、公開する場合があります。
- (5) 参加事業者が本件を途中で辞退する場合は、速やかに下記担当者に連絡をしてください。
- (6) 本件により選定された受託者候補者が「あるあるプロジェクト」と契約を締結する場合は、業務の全部を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「あるあるプロジェクト」の承諾を必要とします。
- (7) 提案が採択された場合、受託者は提案内容に応じた保険の加入が必要です。
- (8) 提案が採用された場合、受託者は必要に応じ、「あるあるプロジェクト」作業部会への出席、報告を行う場合があります。
- (9) 提案が採用された場合、受託者は本要項 7(6)に掲げる事項を証明する書類を提出していただく場合があります。
- (10) 提案内容は、著作権等の権利を正当に行使できる内容としてください。また、事業実施による成果物の著作権等の権利は「あるあるプロジェクト」に帰属することを原則とし、難しい場合は別途協議を必要とします。
- (11) 著作権等の権利の使用に関わる費用は、事業規模内に含めてください。

10 問合せ先

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 インテグラルタワー2 階

中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局（杉並区産業振興センター観光係）

担当 露崎・江崎・重田

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土、日、祝日除く）

電 話 03-5347-9184（直通）

E-mail TSUYUSAKI-HIROMI@city.suginami.lg.jp

ESAKI-HIROSHI@city.suginami.lg.jp

SHIGETA-TAKURO@city.suginami.lg.jp